

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会
電気通信番号委員会（第10回）

- 1 日時 令和4年7月7日（木）16時00分～16時53分
- 2 場所 Web会議
- 3 出席者
 - (1) 電気通信番委員会構成員（敬称略）
相田 仁（主査）、三友 仁志、藤井 威生、森 亮二、矢入 郁子（以上5名）
 - (2) 総務省
木村 公彦（電気通信事業部長）、山口 真吾（電気通信技術システム課長）
 - (3) 事務局
鈴木 厚志（番号企画室長）、藤原 史隆（番号企画室課長補佐）
- 4 議題
 - (1) 電気通信番号計画の一部を変更する件等について
 - (2) その他

【相田主査】 それでは、定刻を過ぎましたので、ただいまから情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会電気通信番号委員会の第10回会合を開催いたします。

まず、事務局からの連絡をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務連絡でございます。

本日は、猿渡専門委員、山根専門委員が欠席されています。本日の会議は、ウェブ開催となりますので、皆様、御発言の際は、チャット機能等でお申し出いただき、主査からの指名を受けてから、マイク及びカメラをオンにし、御発言をお願いいたします。

また、傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる、音声のみでの傍聴とさせていただきます。

続いて、今般、総務省で人事異動がございましたので、電気通信事業部長及び電気通信技術システム課長から、一言ずつご挨拶を申し上げます。

【木村電気通信事業部長】 電気通信事業部長に着任しました木村でございます。ハウリングをして音声が聞こえなくなってしまって恐縮です。どうぞよろしくをお願いいたします。

【山口電気通信技術システム課長】 この時間を使いまして御挨拶させていただきたいと思っております。

今回の異動で電気通信技術システム課長を拝命しました山口と申します。どうぞよろしくをお願いいたします。

相田先生、三友先生を含めまして、先生方、とてもいつもお世話になってございます。引き続きよろしくをお願いいたします。

今般、週末、KDDI株式会社で大規模な通信事故が発生しました。今後、電気通信設備の規律という意味でますます重要なテーマになってまいりますので、先生方、また御知見をいただければと思っております。

以上です。よろしくお祈りいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 システムの調子が悪く、大変申し訳ございませんでした。事務局からは以上でございますので、議事の進行、お願いいたします。

【相田主査】 それでは、議事に入りたいと思います。

本日の議題は議事次第に記載のとおり、電気通信番号計画の一部を変更する件等についてでございます。

本件は5月27日の金曜日に総務大臣から情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会に対して諮問がなされ、5月28日土曜日から6月27日月曜日までの間、総務省にお

いて意見募集を行ったものです。

それでは、事務局から諮問の概要及び意見募集で寄せられた意見等について説明をお願いいたします。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局から御説明させていただきます。資料の2ページを御覧いただけますでしょうか。

電話番号・電話転送サービスの提供ルールに関する改正概要でございます。

今回の諮問は、令和3年12月8日付けの情報通信審議会の答申「デジタル社会における多様なサービスの創出に向けた電気通信番号制度の在り方」を踏まえて行うものです。

まずは、情報通信審議会の答申について簡単に御説明させていただきます。9ページ目にお移りいただけますでしょうか。

昨年5月からご議論いただきましたが、2つテーマがございました。1点目は、音声伝送携帯電話番号の指定の在り方で、MVNO等に音声伝送携帯電話番号、070/080/090番号を指定しようというものでございます。

もう1点は、固定電話番号を使用した電話転送役務の在り方の検討で、今回の提供ルールにつきましても、この2点目のものを踏まえた形となっております。

詳細につきましては13ページにお移りいただけますでしょうか。

不適正利用を踏まえた今後の制度運用の在り方ですが、答申より抜粋しております。

まず、①の全般ですが、情報通信審議会の議論の中で、電話転送サービスを提供しているにもかかわらず、電気通信番号使用計画の認定を受けていない事業者が存在するといった御指摘をいただきました。

これらの者に対しては、指導等の取組を一層充実させていくことが重要であるといった御提言をいただきました。

また、これらの問題が発生したときの対策を検討し、また、諸課題について連携して取組を進めていくことを目的として、関係者による連絡会のような組織を設置することが適当であるといった御提言もいただいております。

また、4パラ目になりますけれども、総務省において、電気通信番号使用計画の認定を受けた電気通信事業者名を公表することで、利用者がより安心して電話転送サービスを利用することができるようになるのではないかといた御提言もいただいております。

また、下側②の卸電気通信役務の提供におけるルール化の1パラ目にはございますが、不適正利用において元請再販事業者が転売した2次、3次の再販事業者から番号を入手して、そ

れが悪用されているという報道がされていると御指摘がございました。

これを踏まえまして、2パラ目にございますけれども、卸電気通信役務の提供における卸元事業者に求められる事項について、ルール化を検討していくことが適当であると御提言をいただきました。

また、卸契約に限らず、利用者約款によって契約している場合も多々あるということで、これらについても同様のルール化を検討していくことが適当であると御提言をいただいたものでございます。

こういったことを踏まえまして今般の改正ということになりますけれども、2ページ目にお戻りいただけますでしょうか。

1ポチの改正の概要ですが、(1)、電気通信番号計画という告示を変更させていただくものでございます。

こちらは①にあります、電気通信事業者が利用者設備識別番号、すなわち固定電話番号であるO A B～J番号や、特定I P電話番号であるO 5 0番号などを提供する場合は遵守事項を制定するものでございます。

その下、レ点が2つございますが、先ほど申し上げたとおり、契約の形態の在り方として、1点目が卸電気通信役務であることを特定した契約、単に卸契約と言われているものです。また2点目がそれ以外の契約で、利用者約款等によって契約されているものですが、提供先が電気通信事業者であるということを提供元が必ずしも認識していない場合の契約ということになります。

まず1点目の卸契約の場合、両当事者が電気通信事業者であるということが明らかな場合になりますけれども、この場合の遵守事項について2つ定めることとしております。

1つ目が、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを卸元事業者が確認すること、2つ目が、卸契約に関する書面において、卸先事業者が電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについて合意をすること。こういった条件を設けております。

その下の2点目、契約約款等において提供される場合で、提供を受ける側が自らの電気通信事業の用に番号を使用するような場合につきましても2つの遵守事項を設けることとしておりまして、1つ目が、提供元が、契約約款等において、提供先に対して電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう求めるということ、また2つ目としまして、提供先が、特別な事情がない限り、提供を受けた電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する旨、また電気通信番号使用計画の認定を受けている旨を提供元に申し出るという遵守事項として

おります。

続きまして②ですけれども、先ほどご説明した情報通信審議会の答申にもございましたけれども、レ点の1個目、認定を受けている電気通信事業者名を総務省で公表することとしております。

また、レ点の2つ目、電話転送役務の定義の見直しを入れ込んでおります。こちらは後ほど御説明をさせていただきます。

それから、レ点の3つ目、こちらは今回の提供ルールとは関係ございませんが、福岡県で市外局番を見直した場所がありまして、それに伴って、その注記事項というのを見直すものです。

それから、その下の米印で、こちらは必要的諮問事項ではございませんけれども、固定電話を使用した電話転送サービスについては、本人確認をするということが番号の使用の条件として定められております。その中で本人確認書類として国民年金手帳を規定しておりますが、国民年金法が今般4月に改正されまして、国民年金法から国民年金手帳という文言が削除されています。

これに伴って、電話転送サービスにおける本人確認書類から国民年金手帳を削除することとしておりますが、一定の期間は国民年金法令にのっとり経過措置を設けるとしております。

(2)に移りまして関連制度の改正です。こちらにも必要的諮問事項ではないんですけれども、関係の深い事項ですので、併せて御審議いただきたいと思っております。

改正対象としましては、電気通信事業報告規則第8条で、電気通信番号の使用に関する報告を求めています。

その中で、卸電気通信役務の提供状況の報告も求めているんですけれども、今般、(1)の①ですが、卸電気通信役務を提供される場合の遵守事項を新たに加えることとしましたので、これにつきまして、卸先事業者ごとの認定状況の確認をしたかどうか、電気通信番号の使用の条件の遵守について合意をしたかどうかといったことを新たに報告いただくこととしております。

その下、米印がありますけれども、今回、報告事項を追加することにしたので、その一方で事業者負担の軽減の観点から報告事項を減らしているものもございます。

その下、2ポチの施行期日になりますけれども、今回の提供ルールにつきましては、令和5年1月1日から施行するとしております。

ただしとありますけれども、米印の2になりますが、音声伝送携帯電話番号（070、080、090番号）とデータ伝送携帯電話番号（020番号）、それからIMS I、携帯電話の端末認証に用いられる番号ですけれども、これらについては、当分の間、この提供ルールについては適用しないとしております。

これは携帯電話につきましては、不正利用防止法という電気通信事業法とは別に法律がございまして、これに基づいて不正利用防止の観点から、本人確認等の取組が進められています。こういった観点から、今回の提供ルールについては適用しないこととしております。

続きまして、3ページ目を御覧いただけますでしょうか。今回の提供ルールにつきましては、簡単ではございますが、そのイメージフロー、業務フローというのをまとめたものでございます。

左上に総務省がございまして、総務省が認定事業者リストを公表することとしております。事業者ごとに認定を受けている番号種別を公表するとしております。

また、下側から上に矢印がございまして、電気通信事業者からの報告を受けまして、報告を受けたものについて総務省の公表リストに反映していくとしております。

報告していただくことを含めて、電気通信番号制度でございますので、こちら、きちっと制度を遵守されている方について、総務省が認定事業者リストとして公表していこうと考えております。

事業者の方々の取組は、右側になりますけれども、公表事項を受けて、卸元事業者と卸先事業者の間で、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を受けていることを確認いただくこと、また両者間で電気通信番号の使用に関する条件を遵守することに合意をしていただくとしております。

また、先ほど申し上げませんでした、矢印の下にございまして、電気通信番号の管理に必要な連絡体制というのを構築していただくとしております。

契約約款等による契約の場合は右下にございまして、利用者が提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供する場合について、契約約款等において電気通信番号の使用に関する条件を遵守するよう要請するとしております。

また、利用者側が電気通信事業者であった場合は、提供を受ける電気通信役務を自らの電気通信事業の用に供するといったことを提供元の電気通信事業者に申告をしていただくこととしております。

続きまして4ページ目にお移りください。

こちらは電気通信番号計画の変更の概要になりますけれども、第1の総則に電気通信番号使用計画の認定の状況を公表するということを書いてございます。

また、第2の電気通信番号の使用に関する基本的事項に、先ほど申し上げました提供ルールにつきまして規定することとしております。

5ページ目にお移りください。こちらは電気通信事業報告規則の改正の概要でございますけれども、卸電気通信役務を提供する場合の報告様式のイメージでございます。

卸先の電気通信番号の使用計画の認定状況を確認したかどうか、また電気通信番号の使用に関する条件の遵守について合意をしたかどうか、これらについて報告をいただくこととしております。

続きまして6ページ目を御覧ください。改正のスケジュールになりますけれども、今年の12月に情報通信審議会から答申をいただきまして、その後、事業者、関係団体と総務省の間で電話番号・電話転送サービスに関する連絡会というものを開催してまいりました。

これらの議論を踏まえまして、今般の提供ルールとして、5月27日に情報通信行政・郵政行政審議会に諮問させていただきました。その後、6月27日まで31日間の意見公募を挟んで、本日、電気通信番号委員会にその結果を報告させていただくものでございます。

今後の予定は御覧のとおりとなっております。

続きまして11ページを御覧いただけますでしょうか。先ほど簡単に御説明をいたしましたが、電話転送役務の定義の見直しでございます。

こちらは現状、利用者の端末設備等に着信した通信について自動的に転送するといった定義としております。イメージとしては、こちらの11ページの絵に描いております4分割のうちの右上のパターン2のイメージが一番近い形になっていまして、通信事業者の局舎から固定電話回線が利用者の居所まで延びていて、そこに端末設備がございまして、そこから転送しているというイメージが最も近い定義となっておりますけれども、情報通信審議会でも様々議論していく中で、必ずしも利用者の端末設備に着信せずに転送されている場合があるということで、特にパターン1、左上になりますけれども、通信事業者のネットワーク側だけで転送を行っているサービスもあるということで、今回、電話転送役務の定義につきまして、実態と合わせる見直しを行っております。

続きまして12ページを御覧いただけますでしょうか。こちらは意見公募の結果とも絡むので御説明させていただきます。

特殊詐欺に利用された固定電話番号等の利用停止措置でございます。総務省では、令和元

年から犯罪に利用された固定電話番号の利用停止措置といった取組を開始しております。

具体的には、警察の要請に基づき、固定電話番号を提供する電気通信事業者がそれを利用停止にするといったこと、また、一定の基準を超えて利用停止要請の対象となった固定電話番号の契約者に対しては、電気通信事業者が連携して新たな電話番号の提供を一定期間行わない、こういった取組を進めております。令和3年から050番号も対象として取組を進めているところでございます。

以上が改正の内容と補足説明でございます。

続きまして、29ページにお移りいただきまして、意見公募の結果について御説明をさせていただきます。

5月28日から6月27日まで意見公募を実施しまして、意見の提出は9件ございました。電気通信事業者から3件、個人から6件でございます。

電気通信事業者3件のうち、西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社からは、それぞれ同じ意見をいただいております。

全体として大きな反対意見はございませんでしたので、改正案の変更は行わない方向で考えております。

続きまして30ページ目を御覧いただけますでしょうか。これから個別の提出意見について御説明させていただきます。

1件目は、Coltテクノロジーサービス株式会社からでございますけれども、意見の1、公表リスト掲載の懸念についてということでございます。

公表されるリストについては、実態としては手続等を正しくやっている、遵法の状態を示すにしかすぎないといったことで、一般の方からは、優良な事業者である証のように見られてしまうのではないかとという御懸念を表明されています。

これに対する考え方は右側になります。基本的に賛同の意見として承りますけれども、なおとして、御指摘のような懸念も念頭に置きながら運用方針を検討します、また必要であれば、それを柔軟に見直しますとしております。

意見の2から意見の4までが西日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社からの御意見でございます。意見の2が卸先事業者の認定の確認についてです。

両社で提供されている光コラボレーションモデル事業、卸サービスですけれども、これについては、電気通信事業に係る法令及びガイドラインの遵守を提供条件として規定をされているということで、マニュアルにおいても、卸先事業者が電気通信番号使用計画の認定を

受けることが必要な旨を説明されているということでございます。

今般の制度改正を踏まえて、総務省が公表する認定状況と照合して卸先事業者の確認を
するとされています。

これに対します考え方は右にあります、賛同の意見として承りますとしております。

続きまして31ページになりますけれども、意見の3、卸先事業者の電気通信番号の使用
に関する条件の遵守の合意です。先ほどと同様に、卸先事業者向けのマニュアルにおいて、
電気通信事業法に係る法令及びガイドラインの遵守について規定されているということで、
そのマニュアルに今回の変更内容、番号の使用条件の遵守を明記されるといったようなこ
とを御表明いただいております。

これに対する考え方は右側にも、右側にもありますとおり、賛同の意見として承りますと
してしております。

続いて意見の4、契約約款等における電気通信番号の使用に関する条件の遵守の要請及
び電気通信事業の用に供する場合の提供元事業者への申告についてでございます。これら
につきまして、事業者間での統一的な契約書面の規定を整備する必要があるということ
ですとか、利用者の自らの電気通信事業の用に供することの申出に係る実効性及び真正性担
保の方策等を議論していく必要があるのではないかと、こういった御指摘を頂戴して
おります。

これに対する考え方は右にもありますとおり、御指摘の事業者間での統一的な対応、制度運
用の実効性向上の方策に関しましては、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会におい
て議論を進めていく予定としております。

意見の5、こちらから個人の方の御意見となります。意見の5、受付締切日の設定につい
てです。大変お恥ずかしい話でございますけれども、総務省側で意見公募の締切日時
の設定を誤っていたというもので、その御指摘でございます。

考え方としましては、右側でございますけれども、御指摘ありがとうございました、設定
日時を修正しましたとしております。

続きまして32ページ目ですけれども、意見の6、転送設定時の電話番号の確認につい
てです。誤設定をされてしまったということで、設定時に設定した番号を確認する仕
組みは作れないかといった御意見でございます。

こちらに対する考え方は右にございます。電話転送は多様な場面で活用されており、誤
転送の防止について一律のシステムやルールにより対応することは困難であるため、ま
ずは

設定時に各々が確認することが重要であると考えますとしております。また、総務省でも機会を捉えて、こういった注意喚起をしていきますとしております。

続きまして意見の7、複数回の転送についてです。こちらの方は電話をかけたときに、相手が着信転送をしていて、何度も転送を繰り返されて結局つながらなかったため、複数回の転送は規制するべきではないかといった御指摘でございます。

これに対する考え方は右側にあります。着信した呼について、それが何回転送されたものであるかを着信側では必ずしも把握できないため、複数回の転送を規制することは困難であると考えますとしております。こちらは、システムのちよつと難しいのではないかとこの趣旨の回答になります。

続きまして意見の8です。既存契約の見直しについてということで、今回新しく提供ルールを設けますけれども、既存の契約について見直す必要があるのかどうかといった趣旨の御意見でございます。

これに対する考え方は右にございます。既に締結している卸契約を直ちに見直すことを求めるものではありませんとしておりますが、ただし、卸先事業者が認定を受けているかどうかについては、速やかに確認する必要があるとしております。

また、電気通信番号の使用に関する条件を遵守することについての同意については、少なくとも契約の更新のときには実施する必要があるとしております。こうした卸電気通信役務の提供状況については、毎年度報告を行う必要があり、総務省ではその報告に基づき、電気通信事業者の対応を確認していく予定としております。

続きまして33ページにお移りください。意見の9でございます。連絡会の公開についてということで、総務省と関係事業者で今年の1月から開催をしておりました電話番号・電話転送サービスに関する連絡会につきまして、なぜ公開をしなかったのか、次回から公開をしてほしいといった御意見でございます。

こちらに対する考え方は右にございます。この連絡会については、関係事業者間で必要な情報共有を行うとともに、連携して不適正利用の防止に取り組むといったことを目的としております。

また、議論の中で、不適正利用の手法やその対策について取り扱う性質上、原則として会議自体は非公開とし、差し支えない範囲で資料及び議事概要を公開することとしましたとしております。

最後に意見の10でございますけれども、こちらは、33ページに書いてあるところが全

体の方向性について、34ページ、35ページにわたっているものが提言ということになります。

33ページに書かれていますのは、今回の改正全般につきまして、卸元事業者において卸先事業者を管理するという方向性につきましては、妥当なものと思料しますといただいております。

これに対する考え方としましては、右になります。右になります。賛同の意見として承りますとして承ります。

34ページ目以降でございますが、左側の御意見の中身ですけれども、番号種別ごとの電気通信番号の使用に関する条件について特段の改正がなされていないといった御指摘で、電気通信番号使用計画の認定の確認ですとか、番号の使用の条件の遵守の合意といった条件が満たされていれば、卸先事業者に対する役務の提供を拒否することはできず、固定電話番号等を利用した電話転送役務の特殊詐欺等の犯罪利用への防止に関して、卸元事業者による卸先事業者の適切な管理が困難なのではないかという御指摘でございます。

こちらの方は、日本弁護士連合会から総務省に提出された意見書を引用されていますけれども、卸先事業者が番号の使用について卸元事業者による承認を受けるといったこと、また特殊詐欺の犯罪に利用されるおそれがあるときは、そういった承認について拒否ですとか取消しができるといった2点を提言されています。これを総務省としても導入するべきではないかといった御意見を賜っております。

これに対して、総務省側の考え方は右側でございます。御指摘のとおりということで、電気通信番号の指定を受けた卸元事業者は、電気通信番号を適切に管理する責任を負う立場にあります。卸先事業者が固定電話番号等を使用した電話転送役務を提供するに際して、固定電話番号等の使用に関して、卸元事業者による承認を得ることについては、卸元事業者による優越的地位の濫用を招くおそれがあると考えられるため、慎重に議論を積み重ねていく必要があると考えますとしております。

また、この点につきましては、電話番号・電話転送サービスに関する連絡会においても議論したところ、電気通信事業者から公正競争上の懸念が表明されていますとしております。

また、承認について取消しを行うことについては、固定電話番号等を使用した電話転送役務が特殊詐欺等の犯罪に利用されるおそれがあるかどうかについては、捜査機関ではない電気通信事業者では主体的に判断し難いと考えられ、卸元事業者が卸先事業者に対する承認の取消しを行うことは困難であると考えますとしております。

なおということで、先ほど、特殊詐欺に利用された番号の停止の取組について御説明させていただきましたけれども、こういった取組について、総務省では引き続き実効性のある対応を図っていきますとしております。

また、締めくくりとしまして、最後の2段落でございます。今般の電話番号・電話転送サービスの提供ルールについては、卸提供における遵守事項を定めることで、業界全体に電気通信番号制度を確実に浸透させることを目的としています。

あくまでも最低限守られるべき基本的事項であります。まずはそれを遵守する電気通信事業者を公表していくことで、不当な卸先事業者の淘汰につながっていくと考えます。

また、電気通信番号制度については、総務省として取り得る手段について、今後も不断の見直しを行い、電気通信番号の適正な利用の確保に努めていきますという形で閉じております。

事務局からの説明は以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。それでは、ただいま御説明いただきました内容につきまして御質問、御意見ございましたらお願いしたいと思います。チャット欄に記入いただければ、順にこちらから示させていただきますし、それが難しいようでしたら、直接マイクをオンにして発言いただいても結構です。いかがでございましょうか。

それでは、森先生、お願いいたします。

【森委員】 御説明ありがとうございました。

意見ですけれども、前回も同じようなことを申し上げたかと思うんですが、資料の3ページを見ていただきますと、これが分かりやすく説明していただいているかなと思うんですが、結局のところ、契約約款の場合に、利用者、提供先から実際には再提供しているわけなんですけれども、ここが黙っていると、提供元としても状況が分からず、その報告もできずということになりますので、報告できないと、この制度の中核である認定事業者かどうかを確認してビジネスをするというところに乗ってきませんので、右下の契約約款等の場合の利用者、提供先がだんまりの場合の抑えが利いていないことになっているわけです。

ここまでいろいろやってきましたので、今後、不正利用されることがなくなるということであれば、これでもいいと思います。ただ、制度上、一定の実務に配慮して、完全に追い詰めた、最後までやり切った仕組みにはなっていないので、今後の経緯をしっかりと観察していただいて、改善されないようであれば、やっぱりこの契約約款等の場合についてさらなる改正をすることが必要ではないかと思います。

以上です。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの件につきまして事務局のほうから何かございますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 森先生、どうもありがとうございます。まさしく今御指摘いただいたとおりでございます。我々としても、今回整備する提供ルールで全てをやり切ったと言うつもりはございません。不適正利用が起これば、また更なる対策を考えていきたいと考えております。

以上です。

【相田主査】 では、私からもコメントをつけさせていただきますと、事業者さんのほうでもって実態として契約約款等での契約というのは、すぐにやめることはできないということだったんだとは理解していますけれども、やはり上の卸電気通信役務にちゃんと移していただくのが健全な形態だと思いますので、やはり連絡会の場などを通じて、そちらに移行していく努力というのでも並行して考えていただければと思います。それについて何か事務局のほうからございますか。

【鈴木番号企画室長】 番企室の鈴木でございます。いつもお世話になっております。

相田先生がおっしゃるとおり、連絡会のほうでしっかりやっていきたいと思っておりますし、今回、意見の4ということでNTT東西さんからも、この辺りににつきまして連絡会で議論していこうといった提案をいただいておりますので、まさに我々もここをしっかりと実効あるものにしていきたいと思っておりますので、審議会でのご審議が終わった後、また引き続き連絡会で議論していきたいと思っております。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。ほかにいかがでございますでしょうか。矢入先生、お願いいたします。矢入先生、どうぞ。マイクがミュートにされているようですけれども。どういたしましょうか。チャットのほうに記入されますか。

では、矢入先生が入り直した上で何か発言されるということですので、その間、もしほかに発言希望の方がいらっしゃいましたら、お願いしたいと思います。

【矢入委員】 マイクがオンになりました。アプリの調子が本当に悪くて申し訳ありません。

ちょっとした資料の書き方についての意見で恐縮ですが、32ページの個人B様、C様への御回答について、書き方を工夫されたほうがいいのかなどと思ひましての御意見です。

と申しますのは、多分、個人B様、C様も恐らく専門家の方が書いていらっしゃるんだと思うんですけども、こちらが普通の人たちに見えるような形になったときに、恐らく一般消費者のような形で読み替えられると思うんですね。

そのときに、専門家の人たちは現行の技術でこれが無理だというのは非常によく分かっている、それを法律で規制するのも非常に難しいというのはとてもよく分かると思うんですけども、今後の新しい技術、ソフトウェアを使った新しいネットワークの技術とかであれば実現可能性は結構あると思うんですね。転送するときに、ソフトウェアでちゃんと認証して登録されたことが通知で来るとか、いろんな仕組みが今後は考えられると思うので、現状ではという言葉をお入れになって、現状の技術では困難で、かつ法律で規制するのは難しいみたいなこととお書きになった上で、将来、そういうのが可能になる可能性はあるみたいなふうにお書きになったほうが、何かとこれが目に触れたときによろしいのかなと思ったんですが、いかがなものでしょうか。

【相田主査】 事務局、いかがでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。実際、現状の技術なり制度で難しいというのは矢入先生御指摘いただいたとおりでして、今後、技術が発展してどこまでできるかというのはなかなか想定し難いところもございますが、そういった意味で、今後の参考とさせていただきますとか、今後の状況を踏まえて検討といった考え方とするよう、修正してみたいと思います。

【矢入委員】 ありがとうございます。ソフトの調子が悪くてお手数をおかけして申し訳ございませんでした。

【相田主査】 では、続きまして藤井先生、お願いいたします。

【藤井委員】 おおむねこの意見については賛同なんですけど、意見1のところについて、これは総務省さんにお問い合わせになるかと思うんですが、認定を受けたところで優良な事業者とみなされてしまうことがあるのではないかと、かなり懸念点が指摘されておりますので、継続的に状況を見ていただくと良いかと思いました。

また、今回の話で、認定を受けた事業者の公表まではされると思うのですが、卸の一覧表には記載があるのに、電気通信番号使用計画の認定申請がちゃんと出ていないなど、いろいろな事業者が出てくるのではないかと思いますので、そういうところについては、それがどういう状況なのかフォローアップいただければと思いますので、よろしくお願いします。

以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございます。ただいまの件につきまして事務局のほうからコメントございますでしょうか。

【藤原番号企画室課長補佐】 藤井先生、どうもありがとうございます。先生から御指摘いただいたとおり、また、こちらのColtテクノロジーサービス株式会社からも御指摘いただいているとおりでございますけれども、公表については、あくまでも手続的に正しく行った事業者についてリスト化することになります。

この事業者の中身というものは、今後総務省でもしっかりチェックしていきまして、公表の在り方については柔軟に見直していきたいと考えております。

【相田主査】 先ほどの説明で明示的におっしゃらなかったかもしれないですが、報告等を怠った場合には、その翌年のリストからは外すというお話でしたよね。

【藤原番号企画室課長補佐】 今、相田先生がおっしゃったとおり、毎年度報告していただきますので、その報告を怠った場合については、その取りまとめ時点でのリストには反映しないことを考えております。

【相田主査】 それがあるがために、また逆にちゃんと優良認定されていると誤解される可能性があるという御指摘なのかもしれないんですけども、単に一度、認定を受けたらそのままずっとリストに載り続けるということではないというやや中間的な制度に現状はなっているけれども、これについてもまた適宜見直しをしていくということかと思っておりますけれども、藤井先生、それでよろしいでしょうか。

【藤井委員】 大丈夫だと思います。最終的にはブラックリストを出すというところも選択肢としてはあるのかなと思うのですが、今の段階では、まずはこれで試してみるということだと思いますので、ぜひ今後ほうまくフォローアップいただければと思います。

以上でございます。

【相田主査】 ほかにいかがでございますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、先ほど矢入先生から御指摘いただいた点などを踏まえまして、一部、報告書案を修正した上で、来週7月12日の火曜日に親会でございます電気通信事業部会が開催されますので、そこに当委員会の検討結果として報告することとしたいと思います。

修正案ができましたら、改めて委員の皆様方にはメール等でお送りさせていただきますけれども、形式的には、報告書の内容につきまして事務局と私に一任という形でさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【相田主査】 それでは、そのように取り運びたいと思います。ありがとうございました。

事務局で御用意いただいた議事は以上でございますけれども、事務局から連絡事項等ございましたらお願いしたいと思います。

【藤原番号企画室課長補佐】 事務局でございます。先ほど相田先生から御発言いただきましたとおり、一部の手直しをするということになりますけれども、7月12日に開催される予定の電気通信事業部会に御報告いただきまして、そちらで審議をいただくこととなっております。

本日はシステムのトラブルで音声が聞きづらいところも多々あったかと思えます。大変失礼いたしました。

事務局からは以上でございます。

【相田主査】 ありがとうございました。

それでは、全体を通じまして発言を希望される委員の方がいらっしゃいましたら、またチャット欄等でお示しいただきたいと思えますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

ございませんようでしたら、本日の電気通信番号委員会、これで終了することとさせていただきます。どうも御協力、ありがとうございました。

以上